

第 177 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	平成 30 年 7 月 17 日（火）午後 3 時 00 分～4 時 30 分 経済調査会会議室
出席委員	朝堀泰明、加藤佳孝、鈴木準、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																														
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」8月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p>	<p>・ 前回議事概要案が承認された。</p> <p>・ 審査対象資材のうち、8月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%; font-size: small;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 20%; font-size: small;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 50%; font-size: small;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上伸した資材】</td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>北海道、東北</td> <td>北海道地区は旺盛な需要を背景に、メーカー側の強気な交渉姿勢から市況上伸。東北地区は域内に所在するメーカー2社の経営統合による競合状況の緩和を受け、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>H形鋼</td> <td>北海道、東北、関東、新潟、中部</td> <td>メーカーの4ヶ月振りとなる値上げ打ち出しを受け、流通側は価格未転嫁分の転嫁を進めた。需要者側は納期優先の交渉姿勢で、東日本を中心に市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>全国</td> <td>6月末以降、原油相場の急騰を受け、元売会社は卸価格を一段引き上げ、販売会社も価格転嫁を進めた。7月入り後も先高感が台頭するなか、市況は上伸。</td> </tr> <tr> <td>ストレートアスファルト</td> <td>沖縄</td> <td>県内唯一の油槽所を所有するプライスリーダーが、原油調達コスト等の上昇を理由に6月から値上げを実施。市場に浸透し、市況上伸となった。</td> </tr> <tr> <td>コンクリート積みブロック</td> <td>山口</td> <td>協組は製造・輸送にかかるコストの上昇を背景に、昨年4月より値上げを打ち出す。員外社はなく、他県からの流入も見られないなか、打ち出された値上げの一部が浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【下落した資材】</td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>九州</td> <td>一時的に引き合いが減少したことから競合が生じる。安値取り引きが散見され、市況は下落。</td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td>仙台、東京、長野、新潟、金沢、名古屋</td> <td>解体案件が乏しく、関東近郊の市中発生量は低水準だが、電炉メーカーは夏期減産・炉休を迎え、需給は均衡。主要な需要者が買い入れ価格を引き下げたため、東日本を中心に市況下落。</td> </tr> </tbody> </table>	<品目>	[地区]	(理由)	【上伸した資材】			異形棒鋼	北海道、東北	北海道地区は旺盛な需要を背景に、メーカー側の強気な交渉姿勢から市況上伸。東北地区は域内に所在するメーカー2社の経営統合による競合状況の緩和を受け、市況上伸。	H形鋼	北海道、東北、関東、新潟、中部	メーカーの4ヶ月振りとなる値上げ打ち出しを受け、流通側は価格未転嫁分の転嫁を進めた。需要者側は納期優先の交渉姿勢で、東日本を中心に市況上伸。	軽油	全国	6月末以降、原油相場の急騰を受け、元売会社は卸価格を一段引き上げ、販売会社も価格転嫁を進めた。7月入り後も先高感が台頭するなか、市況は上伸。	ストレートアスファルト	沖縄	県内唯一の油槽所を所有するプライスリーダーが、原油調達コスト等の上昇を理由に6月から値上げを実施。市場に浸透し、市況上伸となった。	コンクリート積みブロック	山口	協組は製造・輸送にかかるコストの上昇を背景に、昨年4月より値上げを打ち出す。員外社はなく、他県からの流入も見られないなか、打ち出された値上げの一部が浸透し、市況上伸。	【下落した資材】			異形棒鋼	九州	一時的に引き合いが減少したことから競合が生じる。安値取り引きが散見され、市況は下落。	鉄屑	仙台、東京、長野、新潟、金沢、名古屋	解体案件が乏しく、関東近郊の市中発生量は低水準だが、電炉メーカーは夏期減産・炉休を迎え、需給は均衡。主要な需要者が買い入れ価格を引き下げたため、東日本を中心に市況下落。
<品目>	[地区]	(理由)																													
【上伸した資材】																															
異形棒鋼	北海道、東北	北海道地区は旺盛な需要を背景に、メーカー側の強気な交渉姿勢から市況上伸。東北地区は域内に所在するメーカー2社の経営統合による競合状況の緩和を受け、市況上伸。																													
H形鋼	北海道、東北、関東、新潟、中部	メーカーの4ヶ月振りとなる値上げ打ち出しを受け、流通側は価格未転嫁分の転嫁を進めた。需要者側は納期優先の交渉姿勢で、東日本を中心に市況上伸。																													
軽油	全国	6月末以降、原油相場の急騰を受け、元売会社は卸価格を一段引き上げ、販売会社も価格転嫁を進めた。7月入り後も先高感が台頭するなか、市況は上伸。																													
ストレートアスファルト	沖縄	県内唯一の油槽所を所有するプライスリーダーが、原油調達コスト等の上昇を理由に6月から値上げを実施。市場に浸透し、市況上伸となった。																													
コンクリート積みブロック	山口	協組は製造・輸送にかかるコストの上昇を背景に、昨年4月より値上げを打ち出す。員外社はなく、他県からの流入も見られないなか、打ち出された値上げの一部が浸透し、市況上伸。																													
【下落した資材】																															
異形棒鋼	九州	一時的に引き合いが減少したことから競合が生じる。安値取り引きが散見され、市況は下落。																													
鉄屑	仙台、東京、長野、新潟、金沢、名古屋	解体案件が乏しく、関東近郊の市中発生量は低水準だが、電炉メーカーは夏期減産・炉休を迎え、需給は均衡。主要な需要者が買い入れ価格を引き下げたため、東日本を中心に市況下落。																													

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果									
<p>○H 形鋼の価格上伸について、製造コストの上昇以外に理由はあるか。</p> <p>○コンクリート積みブロックについて、山口地区の組合員は 8 社とのことだが、需要が減少しているなかで、統合などの動きはないのか。</p> <p>○コンクリート積みブロックの価格が 10%近く上昇している。理由として、製品の安定供給と輸送手段の確保があげられているが、値上げされた金額について、内訳を示すことは可能か。</p> <p>○異形棒鋼は地区によって価格の下落と上伸が混在しているが、妥当か。</p> <p>3. 「積算資料」8月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○新設住宅着工戸数の推移について、どのような認識を持っているか。</p> <p>○原木産地のマレーシアについて、日本はサラワク州と、インド、中国などはサバ州との取り引きが多いのはなぜか。</p> <p>4. その他 (1) 次回開催予定</p>	<p>・製造コストが上昇していることに加え、各地の再開発・インバウンド需要など、強い需要の後押しがある。過去に市況が上伸した時期と比較しても、今回は特に需要増の影響が強く出ていると言える。</p> <p>・現時点で統合していこうという動きはない。ここ数年の需要量は大きく減少しているが、災害復興需要などの発生も見込まれるなか、今後も同様のペースで需要が減少していくかどうかは判断が難しい。</p> <p>・山口地区のコンクリート積みブロックについては、前回の値上げからすでに7年以上が経過しており、この間の様々なコストアップ要因から、そろそろ値上げに踏み切らないと安定供給に支障を来すという判断に基づくものであって、内訳を明確に示すことは難しい。また、自社で輸送手段を持たないメーカーも多く、輸送手段を確保するためには、運送業者の値上げを受け入れなければならない場合も多い。</p> <p>・現在、西日本の市況が弱く、特に九州地区では一時的な引き合いの減少から値を下げた。東日本ではほぼ横ばいという状況のなか、北海道地区では冬期に価格交渉が行われないことから、本州に遅れての市況上伸となり、東北地区では、域内に所在するメーカー2社の経営統合による競合状況の緩和を受け、市況上伸となった。</p> <p>・審査対象資材のうち、8月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table border="0" data-bbox="638 1030 1460 1288"> <thead> <tr> <th data-bbox="702 1041 798 1075"><品目></th> <th data-bbox="949 1041 1021 1075">【地区】</th> <th data-bbox="1252 1041 1324 1075">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="646 1086 821 1120">【上伸した資材】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1120 766 1153">型枠用合板</td> <td data-bbox="877 1120 933 1153">全国</td> <td data-bbox="1109 1120 1460 1288">原産地で原木輸出禁止が打ち出された影響などから仕入れ価格は上昇。国内需要は盛り上がりを欠くものの、販売側は売り腰を強め、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・新設住宅着工戸数の伸びは、4月実績で10ヶ月振りの対前月比増となり、5月実績で2ヶ月連続の増加となった。当初、4月実績の増加は一時的なもので見られていたが、2ヶ月連続の増加となった現在でもその見方はあまり変わっていない。長期的に見て減少傾向は続くものと思われる。</p> <p>・合板工場が多いサラワク州は日本企業との結びつきが強く、インドや中国は原木を中心に買い付けるため、合板工場が少なく原木輸出が盛んなサバ州との取り引きが多い。現在、サバ州では原木輸出を禁止しているため、インドや中国も製品として合板を購入する方向に動いており、今後、サラワク州の合板工場との取り引きを活性化させるのかどうか、流通筋ではその動向を注視している。</p> <p>・平成30年8月17日(金)10時~12時と決定。</p>	<品目>	【地区】	(理由)	【上伸した資材】			型枠用合板	全国	原産地で原木輸出禁止が打ち出された影響などから仕入れ価格は上昇。国内需要は盛り上がりを欠くものの、販売側は売り腰を強め、市況上伸。
<品目>	【地区】	(理由)								
【上伸した資材】										
型枠用合板	全国	原産地で原木輸出禁止が打ち出された影響などから仕入れ価格は上昇。国内需要は盛り上がりを欠くものの、販売側は売り腰を強め、市況上伸。								

(以 上)

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。